

規制改革会議 御中

貸金三法が中小企業に与える影響

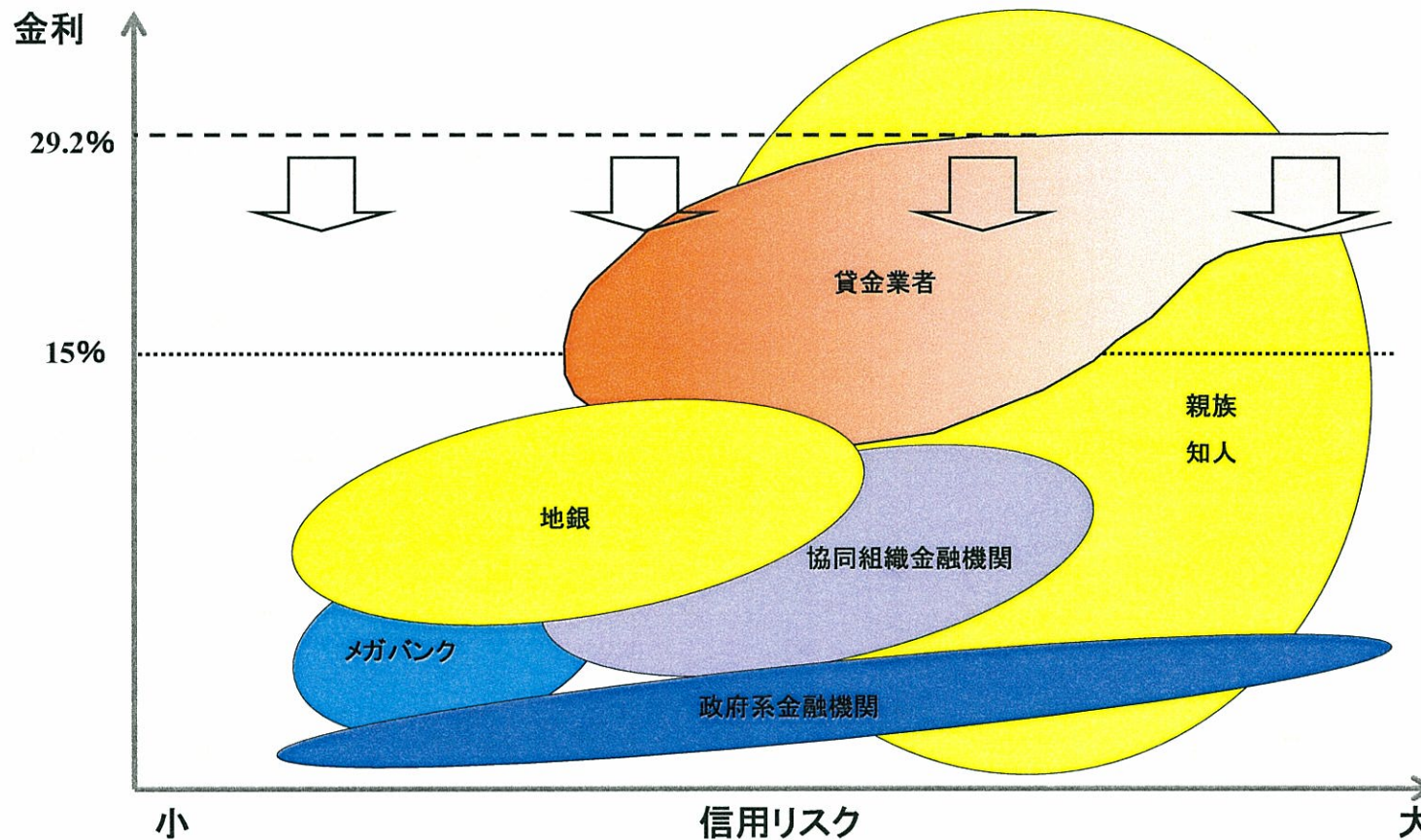
2008年8月6日

NISグループ株式会社
野尻 明裕

～ 目 次 ～

I. 中小企業向け与信の現状	2
II. 貸金三法の当社与信への影響	6
III. 貸金三法の中小企業への影響	7
(参考) 株式市場の状況	10
IV. 金利規制の今後のあるべき姿	11

I-① 中小企業向け融資マーケットのイメージ



- 中小企業向け貸出マーケットにおいては、メガバンク、地銀、協同組織金融機関、政府系金融機関、貸金業者が併存。それぞれプレイヤーの市場に明確な区分はなく、むしろ重複しているのが現状。
- 貸金需要者の立場から見ても、むしろ複数のプレイヤーが存在することにより、選択の幅が広がり、経営の自由度が増す。実際には、多くの中小企業が複数の業態の貸し手をうまく使い分けているのが現状。
(注) 事業資金の全てを貸金業者からの資金で調達している中小企業はなく、貸金業者からの資金を活用していたとしても、自己資本、他業態からの借入と併せて利用している。
- 更に、特に規模の小さい中小企業においては、資金調達に関して、親族・知人の果たす役割も大きい。